



# 三重県公報

令和4年1月28日 (金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(住宅政策課)	2

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年一月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 削除</p>	<p>（登録住宅性能評価機関による審査）</p>
<p>第二条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項、第二項若しくは第五項の規定による認定又は法第八条第一項若しくは法第九条第一項若しくは第三項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（第一号様式）</p> <p>二 建築をしようとする住宅又はその部分が、登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第四十一条第一項に</p>	<p>第一条 法第五条第一項から第三項までの規定による認定又は法第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（次条第七号において「登録住宅性能評価機関」という。）により、申請に係る長期優良住宅建築等計画（法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）が法第六条第一項各号に掲げる基準（第十一条において「認定基準」という。）に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p> <p>（知事が必要と認める図書）</p>
<p>第三条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項若しくは第二項の規定による認定又は法第八条第一項若しくは法第九条第一項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（第一号様式）</p> <p>二 建築をしようとする住宅又はその部分が、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第四十一条第一項に</p>	<p>第三条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項若しくは第二項の規定による認定又は法第八条第一項若しくは法第九条第一項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（第一号様式）</p> <p>二 建築をしようとする住宅又はその部分が、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書をい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと</p>

規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。次条第一号において同じ。)の写し又は当該写しの情報を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの(次条第三号において「磁気ディスク等」という。)

三・四 (略)

五 建築をしようとする住宅が、第五条第一号から第五号までに定める基準に適合することを確認した旨を記載した書類

六 (略)

七 建築をしようとする住宅が、第六条各号に定める基準に適合することを確認した旨を記載した書類

八 建築をしようとする住宅が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項に規定する確認を受ける必要がある場合にあつては、確認済証の写し(法第十八条第一項の規定による申請をする場合を除く。)

九 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であつて当該申出に係る長期優良住宅建築等計画(法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)が建築基準法第六条の三第一項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき(同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。)は、同法第十八条の二第一項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

十 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる書類については、品確法第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書若しくはこれらの写しを添えて申請したとき又は当該書類の写しを知事が有しており、法第六条第一項の認定の公正かつ的確な実施に支障がないと認めたときは、その提出を省略することができる。

(自然災害による被害の発生防止又は軽減への

同等の確認書を含む。次条第一号において同じ。)の写し又は当該写しの情報を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの(次条第三号において「磁気ディスク等」という。)

三・四 (略)

五 (略)

六 建築をしようとする住宅が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項に規定する確認を受けたものである場合にあつては、その旨を証する書面の写し

七 法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であつて当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法第六条の三第一項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき(同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。)は、同法第十八条の二第一項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し

八 前条による審査を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する適合証

九 前条による審査を受けない場合であつて法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合した品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたときは、設計住宅性能評価書の写し

十 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる書類については、当該書類の写しを知事が有しており、法第六条第一項の認定の公正かつ的確な実施に支障がないと認めたときは、その提出を省略することができる。

<p>配慮に関する認定基準)</p> <p>第六條 法第六條第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築をしようとする住宅が、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域の区域外にあること。</p> <p>二 建築をしようとする住宅が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外にあること。</p> <p>三 建築をしようとする住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外にあること。</p> <p>四 建築をしようとする住宅が、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域の区域外にあること。</p> <p>（認定長期優良住宅の建築工事の完了報告）</p>	<p>第六條 削除</p> <p>（認定長期優良住宅の建築工事の完了報告）</p>
<p>第七條 法第十一条に規定する認定計画実施者（第十条において「認定計画実施者」という。）は、法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画（法第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（第二号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 建築基準法第七条第一項又は第七条の二第一項の規定による検査を要する建築物の場合にあつては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証の写し</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>2 （略）</p> <p>（申請の取下げ）</p>	<p>第七條 法第十条に規定する認定計画実施者（第十条において「認定計画実施者」という。）は、法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画（法第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（申請の取下げ）</p>
<p>第九條 法第五条第一項から第五項まで、第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項又は第十条の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、長期優良住宅建築等計画の認定申請取下届（第五号様式）により、正一部及び副一部を知事に届け出なければならない。</p> <p>（認定しない旨の通知）</p>	<p>第九條 法第五条第一項から第三項まで、第八条第一項、第九条第一項又は第十条の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、長期優良住宅建築等計画の認定申請取下届（第五号様式）により、正一部及び副一部を知事に届け出なければならない。</p> <p>（認定しない旨の通知）</p>
<p>第十一条 知事は、法第五条第一項から第五項まで、第八条第一項又は第九条第一項若しくは第三項の規定による認定の申請に係る計画が法第六條第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき</p>	<p>第十一条 知事は、法第五条第一項から第三項まで、第八条第一項又は第九条第一項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、長期優良住宅建築等計画を認定しない</p>

は、長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知書（第七号様式）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第十三条 法第十三条第一項から第三項までに規定する改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書（第九号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第十四条 法第十四条第二項の規定による計画の認定の取消しの通知は、同条第一項第一号又は第三号に該当する場合にあつては、認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第十号様式）により、同項第二号に該当する場合にあつては、取りやめの申出に基づく認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第十一号様式）により行うものとする。

（容積率の特例に係る許可の申請）

第十五条 省令第十八条第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

一 次の表の（イ）欄に掲げる図書にそれぞれ（ロ）欄に掲げる事項を明示したもの

（イ）図書の種類	（ロ）明示すべき事項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺及び方位	
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	
	擁壁の位置その他安全上適当な措置	
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	
	敷地に接する道路の位置、幅員及び種類	
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路又は処理経路	
	各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積	
床面積求積図	壁及び筋かいの位置及び種類	
	通し柱及び開口部の位置	
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	
建築面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
二面以上の立面図	縮尺	

旨の通知書（第七号様式）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第十三条 法第十三条第一項及び第二項に規定する改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書（第九号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第十四条 法第十四条第二項の規定による計画の認定の取消しの通知は、同条第一項第一号に該当する場合にあつては、認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第十号様式）により、同項第二号に該当する場合にあつては、取りやめの申出に基づく認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第十一号様式）により行うものとする。

	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
二面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	各階の床及び天井（天井のない場所は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
日影図	縮尺及び方位
	敷地境界線
	敷地に接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
	敷地内における建築物の位置
	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時までの各時刻に地盤面に生じさせる日影の形状
	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間に地盤面上の主要な点に生じさせる日影時間
	建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間に地盤面上の主要な点に生じさせる日影の等時間日影線
	土地の高低
日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
一 法第七条の規定に基づく認定通知書の写し 二 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの	

第十号様式を次のように改める。

## 第10号様式（第14条関係）

## 認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書

年 月 日

様

三重県知事

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第1号の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、三重県（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定計画実施者の氏名

4 認定に係る住宅の位置

5 取消理由

附 則

- 1 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている申請書に係る改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---